

提案第 35 号

合併協定項目 42 社会教育事業の取扱いについて

合併協定項目 42 社会教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 4 月 23 日提出

始良西部合併協議会

会長 城光寺 俊和

社会教育事業の取扱いについて

(社会教育)

- 1 生涯学習推進会議については、新市において設置し、生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図る。
- 2 青少年育成事業については、合併までに調整し、新市において実施する。
- 3 成人式については、開催要領の協議・調整を図りながら新市において実施する。
- 4 文化祭については、関係団体等と協議・調整を図りながら新市において実施する。

(文化財)

- 5 文化財の保護、活用、伝承については新市において推進する。
- 6 3 町の指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(公民館)

- 7 生涯学習講座（公民館講座）については、合併までに調整し、新市において実施する。
- 8 図書館、図書室については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(スポーツ振興)

- 9 スポーツ振興事業については、関係団体等と協議・調整を図りながら新市において実施する。

(施設の管理運営)

- 10 社会教育・社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。